

伊東市新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊東市新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等業務の実施に当たり、企画提案及び技術提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者を選定するプロポーザル方式により審査を厳正かつ公平に行うため、伊東市新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業者の業務実績、業務体制、技術提案等を審査すること。
- (2) プレゼンテーションの実施及び評価に関すること。
- (3) その他事業者選定に係る事務に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 伊東市社会教育委員長
- (3) 伊東市地域行政連絡調整協議会代表
- (4) 伊東市副市長
- (5) 伊東市教育委員会教育部長
- (6) 建築行政を担当する職員
- (7) 図書館行政を担当する職員
- (8) その他市長が必要と認めた者

(委員長及び職務代理人)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、就任の日から選定委員会の業務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

4 選定委員会は、非公開とする。

5 第1項の規定にかかわらず、第1回目の会議は、市長が招集し、委員長が選出されるまでの間、その議長となる。

(意見等の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員及び前条に定める関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第9条 委員長は、審査が終了したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。